

令和6年度「消費者啓発の標語」募集要領

1 目的

自分で考え行動する「自立した消費者」が主役となる社会の実現を目指し、消費生活の問題を考えるきっかけとして、「消費者月間」である5月を中心に消費者啓発の標語を募集します。

標語の募集部門は、以下の3つとします。

- A 消費のSDGs※（啓発部門）
- B 18歳から大人！成年年齢引下げ（啓発部門）
- C 高齢消費者被害防止（啓発部門）

※「消費のSDGs」とは

消費行動全般に係るSDGsの取組を指し、日常の中で、身近なところからライフスタイルの見直しを進めていくこと。フェアトレード商品やエコ商品など、人や社会、地球環境のことに配慮して作られたものを積極的に購入・消費する「エシカル消費」の行動も含まれる。

2 応募資格

山口県内に居住又は通勤・通学されている方

3 応募作品

標語の字数は30字以内とし、自作で未発表のものに限ります。

4 応募方法

(1) 個人

応募作品（作品ごとに応募部門を記すこと）、住所、氏名（ふりがな）、年齢、電話番号を記入し、県消費生活センターホームページ内応募フォーム、はがき、封書又はメールによりお送りください。応募数は1人につき各部門1点（計3点）までとします。（1通に3点まで記入可）

なお、メールによる場合は、送付件名は「消費者啓発標語の応募」としてください。

(2) 団体（学校等）

応募作品（作品ごとに応募部門を記すこと）、氏名（ふりがな）、年齢を記入した用紙をとりまとめの上、団体名、代表者名、所在地、電話番号を記入し、封書又はメールによりお送りください。応募数は1人3点までとします。

なお、メールによる場合は、送付件名は「消費者啓発標語の応募（団体名）」としてください。

※児童・生徒の方は、学校名と学年を併せて記入してください。

(3) 応募先・問い合わせ先

〒753-8501

山口市滝町1番1号

山口県県民生活課消費生活センター 消費者政策班

TEL 083-933-2608

E-mail a12100@pref.yamaguchi.lg.jp

URL <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/35/206049.html>

5 応募締切

令和6年6月28日（金）（当日消印有効）

6 入選作品の決定及び表彰

部門ごとに最優秀賞、優秀賞、佳作を各1点決定します。入選作品については、各入選者に通知の上、表彰し、記念品を贈呈する予定です。

7 入選作品の活用

入選作品については、山口県消費生活センターホームページへの掲載など、各種啓発等で活用させていただきます。

8 その他

- ・ いただいた個人情報、本募集の目的以外には使用しません。なお、入選作品に選ばれた方は、お住まいの市町（在学中の方は学校名、学年）及び氏名を発表しますので、御了承ください。
- ・ 応募された作品はお返しいたしません。
- ・ 入選作品の著作権は山口県に帰属します。